

総 財 交 第 5 号

平成 22 年 2 月 3 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総務大臣政務官 小川 淳也

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律  
の施行について（通知）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 1 号）が本日公布、施行されました。

この法律の趣旨は、下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市町村にも周知いただくようお願いいたします。

#### 記

- 一 地方財政の状況等にかんがみ、平成 21 年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として 2 兆 9, 514 億 7, 500 万円を加算すること。
- 二 一の加算額のうち、1 兆 4, 757 億 3, 750 万円に相当する額について、平成 28 年度から平成 42 年度までの各年度における地方交付税の総額から 983 億 8, 250 万円をそれぞれ減額すること。